指定（介護予防）特定施設入居者生活介護

重　要　事　項　説　明　書

１．相談窓口

社会福祉法人清和会指定特定施設入居者生活介護及び、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所が提供するサービスについての相談窓口は、次のとおりです。

(1)名　　称　　（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所朝海荘
(2)所 在 地　　〒853-310２　長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷805-1
(3)電　　話　　０９５９－４４－０２７０
(4)Ｆ　Ａ　Ｘ　　０９５９－４４－８７３６
(5)相談窓口　　（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所朝海荘

２．サービスの内容

（１）基本サービス

①特定施設サービス計画の作成

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で特定施設入居者生活サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

施設の職員により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

③生活相談

生活相談員をはじめ介護職員等が、日常生活に関することなどのご相談に応じます。

（２）サービスの提供

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、サービスを提供します。人員の配置の都合上、同性介護が難しい場合もあります。

（３）施設の使用、手続及び介護サービス等

整備の使用、手続及び介護サービス等については、入居に関する契約書の規定によるところとしますが、以下の事項についてもご参照ください。

①居室

当施設の居室は、２１室（一部２人室）があり、入所時の心身の状況等に応じて居室が決まりますが、その後状況に応じて居室を変更することがあります。

○居室移動に関する事項

（ア）利用者は、原則として入所時に指定された居室を使用するものとします。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合にあって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動できる場合があります。

１．日照、採光などの環境が、より適切なサービスを提供する合理的な理由があるとき。
２．現に利用している居室の整備等が、より適切なサービス提供をする上で著しい支障があるとき。
３．より適切なサービスを提供するうえで、他の利用者との関係が日常生活をおくる上で著しい支障があるとき。
４．その他、すでに利用している居室がより適切なサービスを提供するため、利用者の日常生活上において著しい支障があるとき。

（イ）施設の管理者は、特定施設サービスの提供に著しい支障があると認める場合、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

（ウ）居室の移動を希望する利用者は、その理由を職員に申し出てください。施設は、申し出を受けた時はその適否を利用者に通知します。

（エ）施設が利用者の居室を移動させる場合は、利用者の同意を得ます。

（オ）居室を移動した利用者は、移動する前に使用していた個室を入居前の現状に復してください。また、その費用は利用者の負担とします。

②食事

朝食　　８：００～
昼食　１２：００～
夕食　１７：００～

・原則上記の時間のとおりですが、利用者の食事介助の状況に応じて３０分前の早出しを行うことがあります。
・食事は栄養士が利用者の病態、摂取状況等に合わせて献立を作成し、調理員に調理させます。
・医師の指示による食事の提供を行うことがあります。
・食事介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

③入浴

入浴介助は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

④その他の介護

その他、日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は、原則として特定施設サービス計画に沿って対応します。まずは職員へご相談ください。

⑤機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日頃の生活の中で実施しますが、必要に応じて特定施設サービス計画に沿って機能訓練指導員が対応します。まずは職員へご相談ください。

⑥健康管理

利用開始後、健康状態を把握するため、嘱託医からの診察が受けられます。また、定期的に嘱

託医のよる診察や健康相談サービスを受けることができます。その他、協力歯科医院の来院も受けられます。まずは職員へご相談ください。

（4）その他のサービス

①理容

施設内での理容の機会を設けていますので、ご希望の方はお申し出ください。ただし、実費負担となります。

②所持品の管理

持込みできるお荷物は、原則的に居室の収納スペースとなります。なお、貴重品については施設の金庫にお預かりすることもできます。

③レクリエーション

年間を通じて利用者の交流会等の行事を行います。

④ショッピング

定期的に趣向品、衣類等の出張販売を実施しています。ご希望の方は実費負担でご利用いただけます。また、ご希望の販売店に買い物に行く機会も設けています。まずは職員へご相談ください。

３．当施設の概要

法人・施設の名称	社会福祉法人清和会 （介護予防）特定施設入居者生活介護事業所朝海荘
	指定（介護予防）特定施設入居者生活介護
代表者の役職・氏名	理事長　大角洋一
管理者の役職・氏名	管理者　大角洋一
所在地	〒853-3101 長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷805-1
電話番号	０９５９－４４－０２７０
ＦＡＸ番号	０９５９－４４－０８６１

４．職員の配置状況

（1）管理者　　１名
（2）生活相談員　　１名
（3）介護支援専門員　　１名
（4）介護職員　　１０名以上（常勤換算）
（5）看護職員　　１名（機能訓練指導員兼務）

５．当施設の設備の概要

建物	構造	鉄筋コンクリート２階建て	医務室	16.25㎡×
	延べ床面積	2,410.46㎡	静養室	16.53㎡×
	定員	５０名	食堂	69.56㎡
居室	個室	10.83㎡	集会室	90.63㎡
	2人室	18.05㎡	霊安室	21.09㎡
浴室	浴室	15.32㎡×２	洗濯室	11㎡×２　6.1㎡×1

６．料金

本人の支払う額については「介護負担割合証」で定める額とする。

（1）保険が適用される基本料金

１日当たりの料金		介護保険(10割)	うち利用者自己負担1割
特定施設入居者生活介護（1日につき）	要支援１（183単位）	1,830円	183円
	要支援２（313単位）	3,130円	313円
	要介護１（542単位）	5,420円	542円
	要介護２（609単位）	6,090円	609円
	要介護３（679単位）	6,790円	679円
	要介護４（744単位）	7,440円	744円
	要介護５（813単位）	8,130円	813円
介護職員処遇改善加算(Ⅱｲ)	所定単位数にサービス加算率を乗じた単位数		
夜間看護体制加算Ⅱ	1日につき(9単位)	90円	9円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき(6単位)	60円	6円
医療機関連携加算Ⅰ	1月につき(100単位)	100円	10円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月につき（10単位）	10円	1円
看取り介護加算	(1) 死亡日以前31日から45日前　(1日につき　72単位) (2) 死亡日以前4日以上30日前　(1日につき　144単位) (3) 死亡日前日、前々日　(1日につき　680単位) (4) 死亡日当日　(1日につき　1,280単位)		

※夜間看護体制加算は、看護に係る責任者を定め、利用者に対して24時間連絡できる体制を必要に応じて健康上の管理等をおこなう体制を確保している場合に算定します。

※看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき、回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護にかかわる計画を作成し、利用者または家族の同意のもと、入所者がその人らくし生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合算定します。

※制度改定により、単位、加算が変わる事があります。

（２）その他自己負担となるもの（保険対象外の費用で全額利用者負担となるもの）

①特別な介護費用（本人が希望するオムツ代等）

②その他の実費

・理美容代
・医療費、インフルエンザワクチン等自己負担分
・生活雑貨、消耗品等
・各種税金等

（３）支払方法

利用料は、当月請求分を翌月末までに通知しますので、翌々月までに利用者名義の口座から引き落としの方法等でお支払いいただきます。

７．サービス内容に関する相談・苦情

（１）利用者相談・苦情窓口　　受付：介護支援専門員　岩崎なるみ
：管理者　　大角　洋一

（２）その他、施設外に苦情処理検討委員会（法人内に設置）の第三者委員、市町村の相談・苦情窓口でも可能です。

８.虐待防止に関する体制

(1) 利用者相談・虐待窓口　　受付：介護支援専門員　岩崎なるみ
：管理者　　大角　洋一

(2) 虐待防止委員会を設置し、年２回は職員教育の為の勉強会を実施する事や委員会の定例開催を年４回、他に責任者が必要と認める場合は随時開催し施設全体で虐待防止に努めます。

９.安全対策に関する体制

(1) 事故発生防止の措置を適切に実施する為の専任の担当者を設置し、ヒヤリハットや介護事故の報告書を検証し事故の予防や対策をおこないます。状態によってはセンサーマット等の介護機器を使用する事もあります。

(2) 事故が発生した場合は、速やかに施設長へ報告。必要に応じて処置や受診をおこない、事故の状況と経過、対策についてご家族並びに保険者へ連絡します。

10. 個人情報の利用目的

特定施設入居者生活介護事業所朝海荘では、利用者の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、以下のとおり利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

11. 緊急時の連絡方法

利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずるほか、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

◎緊急連絡先

氏　　名		続　柄	
住　　所	〒		
電話番号			

指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。尚、この契約は令和　　年　　月　　日より適用となります。

事業者	所在地	〒853-3101 長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷805番地1	
	名　称	社会福祉法人清和会 特定施設入居者生活介護事業所朝海荘	
	代表者名	管理者 大角　洋一　　印	
	説明者	所属 氏名	特定施設入居者生活介護事業所朝海荘 介護支援専門員 岩崎　なるみ　　印

私は、契約書及び本書面により、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護朝海荘の利用にあたり、事業者からの重要事項の説明を受け同意しました。また、令和　　年　　月　　日交付を受けました。

利用者	住　所	〒853-3101 長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷805番地1
	氏　名	印
代理人	住　所	〒
	氏　名	印